るものに限る。）について、同項の規定により実践訓練としての認定を行うことができる。この場合において、第二条第五号中「三月以上六月以下」とあるのは「十日以上一月以下」と、同条第六号中「百時間以上であり、かつ、一日につき原則として五時間以上六時間以下」とあるのは「五十時間以上」とし、同号ただし書は、適用せず、第四条第一号中「者（実習を含む認定職業訓練又は教科の一部を委託して行う認定職業訓練にあっては、当該実習が行われる事業所の事業主を含む。）」とあるのは「者」と読み替えるものとし、第二条第十一号から第十四号まで並びに第十五号ロ(1)、(3)、(6)、(7)及び(8)の規定は、適用しない。

2～4　（略）

（特定被災地認定職業訓練に係る厚生労働省令で定める基準の特例）

第三条の三　（略）

2　前項の「特定被災地認定職業訓練」とは、岩手県又は福島県に所在する施設において平成二十三年十月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に開始される認定職業訓練をいう。

3・4　（略）

附　則

この省令は、平成三十年四月一日から施行する。

○厚生労働省令第四十六号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十四条の八の二第二項の規定に基づき、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年三月三十日

厚生労働大臣　加藤　勝信

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成二十六年厚生労働省令第六十三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（職員）	（職員）
第十条　（略）	**第十条**　（略）
2　（略）	2　（略）
3　放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。	3　放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。
一～三　（略）	一～三　（略）
四　教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）第四条に規定する免許状を有する者	四　学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者
五～九　（略）	五～九　（略）
十　五年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市町村長が適当と認めたもの	（新設）
4・5　（略）	4・5　（略）

附　則

この省令は、平成三十年四月一日から施行する。

○厚生労働省令第四十七号

クリーニング業法施行令（昭和二十八年政令第二百三十三号）第三条の規定に基づき、クリーニング業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年三月三十日

厚生労働大臣　加藤　勝信

クリーニング業法施行規則の一部を改正する省令

クリーニング業法施行規則（昭和二十五年厚生省令第三十五号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（免許申請手続）	（免許申請手続）
第四条　法第六条に規定するクリーニング師の免許を受けようとする者は、本籍、住所、氏名及び生年月日を書いた申請書に次の書類を添えて、クリーニング師試験合格地の都道府県知事（法第七条の二第一項に規定する指定試験機関の行つたクリーニング師試験を受けた者にあつては、当該試験事務を当該指定試験機関に行わせることとした都道府県知事）に申請しなければならない。	**第四条**　法第六条に規定するクリーニング師の免許を受けようとする者は、本籍、住所、氏名及び生年月日を書いた申請書に次の書類を添えて、クリーニング師試験合格地の都道府県知事（法第七条の二第一項に規定する指定試験機関の行つたクリーニング師試験を受けた者にあつては、当該試験事務を当該指定試験機関に行わせることとした都道府県知事）に申請しなければならない。
一　戸籍謄本、戸籍抄本又は本籍の記載のある住民票の写し（クリーニング師試験の申請時から氏名又は本籍に変更があつた者については、戸籍謄本又は戸籍抄本）	一　戸籍の謄本又は抄本
二　業務を行おうとする場所を記載した書類	二　業務を行おうとする場所

附　則

この省令は、公布の日から施行する。